

「文学」から「文化」へ—共生への視点 その（二）

From "Literature" to "Culture"

横倉長恒 Nagatsune Yokokura

「文学」から「文化」へ—共生への視点（承前）（本論に入る前に、奇想天外なことを始めたようであるが、稿を続けた。昨年度掲載すべきであったが、雲南の旅に出かけ、間に合わなかった。雲南の旅を通して得た事は、「古代日本文学から雲南の文化を見る」というタイトルで、長野県国語国文学会紀要に掲載された。）

大化の「薄葬令」は、異国の文化に学ぶことによって、自らの過去を変えて行った古代日本の現実を語っていると見てよさそうだ。「大化の革新」が事実であつたとすればなおさらのことであるが、六四五五年に「革新」を試み、その際手本としたことが何であつたのかということを忘れる時、我々は「人間性」を放棄することになりはすまいか。過去を知り、過去を踏まえて未来を創造することが、過ちを回避する近道と考える所以である。

さて、大化の昔に遡って、旧来の葬礼を改革し、現在の葬儀に繋がる古代日本の葬礼改革に敢えて言及したのは、その手本とした「西国」の文化が為政者に理解され、模倣する価値のある存在として取り上げられたことを確認したかったことにもよる。

アリストテレスの『詩学』によれば、芸術がそもそも「模倣」であり、「再現」であった。「自然」を「模倣」する人が間の自然な在り様だとすれば、異郷に異文化の存在を確認した時、それを「模倣」しようとすることは実に当たり前のことになろう。しかしながらそうでありながら、全てを「模倣」するわけではなさそうだ。選択的「模倣」をするのも当たり前のことといえよう。平和的関係の中においては、こうした「模倣」が基本になるのだろう。しかしながら戦争を通してなされた場合、「模倣」などということは考えられず、一方的な押し付けが行われるだけに終ることもあったようである。もともと最近のテレビ・ドキュメンタリーによれば、アレキサンдроус大王は、ペルシャ

の支配に押し付けを選ばなかつたようだ。

異郷に学び、異郷の制度を導入しようとすることは、それまでの制度を否定することだから、それを実行するためには、大きな力が求められよう。その意味において、それが「孝徳天皇」の名において行われていることを見逃してはならないだろう。日本の場合には、壬申の乱の後、「朕聞く、諸家の賣る帝紀及び本辞、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふと。今の時に當りて、其の失を改めずば、未だ幾年をも経ずして其の旨滅びなむとす。斯れ乃ち邦家の經緯、王化の鴻基なり。故惟れ、帝紀を撰録し、旧辞を討覈し、偽りを削り、實を定めて、後葉に流へむと欲ふ」と言って「古事記」を纏め、稗田阿礼に「帝皇日繼及び先代旧辞を誦み習はしめ」たとあり、この後和銅（元正）五年正月二八日、太安万侶によって『古事記』として書き取られ、一方では『日本書紀』天武十年三月十七日条には、「天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝の紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。大嶋・子首、親ら筆を執りて以て録す。」とあり、双方に於る「帝紀」から考えて、天武十年頃、「諸家の賣る帝紀及び本辭、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふ」という理由の下に、過去の捉え返しが行われている。この場合、壬申の乱の勝利によって、「大皇は神にし座せば」と歌わっていたように、天武天皇は「現人神」として、その権力は絶対化されていたものと考えられ、古代国家が完成を迎えていたと見られるから、「國家」の視点でそれ以前が相対化されていると見なければならない。従つて、日本の資料による限り、中国や朝鮮半島から賣られるものは、悉く「天皇（又は皇子）」を受け手として記されることが多い。このため、国家成立以前のことは大陸の資料によって想像するしかないのである。「記紀」に卑弥呼の記事は無く、『魏志倭人伝』によって漸く国家成立以前の状態を垣間見ることが可能に

なることを想起すべきである。

前回掲載した「孝徳紀（645～55）」「薄葬令」の語ることの中で現代まで続いているのは「土葬」である。面白いのは、「西土の君、其の民を戒めて曰へらく」として、葬礼の改革に当たり、異国の君の民を説得した話を聞いてそれを参考にしているところである。埋葬についても、「夫れ葬は藏すなり。人の見ること得ざらむことを欲す」と言つたと引用する。こうしたことは如何にしてなされたかと言えば、一つには渡来人を介して、一つには遣使や留学生を介してなされ、行く行くは書物を介してなされるようになつたであろう事は、想像に難くない。

その二つ目として、「推古紀」の幾つかの記録を見ておこう。遣使の例から始めよう。前記のことが確認されると考えるからである。推古十五（607）年七月三日条には、周知の記事がある。

大礼小野臣妹子を大唐に遣す。鞍作福利を以て通事とす。
（『日本書紀』「岩波日本古典文学大系本」一八九頁）

ここでは「鞍作福利を以て通事とす」とあるのが注目される。

鞍作の姓は「敏達十三年是歲」（『日本書紀』「岩波日本古典文学大系本」一四八頁）条に「鞍作村主司馬達等」とあり、頭注には「渡來して間もない帰化人技術者であろう」とあるように、今來の渡來人の子孫だったればこそ、「通事」に當てられたのである。遣唐使の憶良の場合に相当する。通訳は双方の言葉が解ることを前提にする。従つて渡來人の系譜にある人が抜擢されるのは至極当然のことである。しかし「敏達紀」、「蘇我馬子宿祢、其の仏像二躯を請せて、鞍作村主司馬達等・池辺直水田を遣して、四方に使して、修行者を訪ひ覗めしむ」による限り、渡來人は日本に於いて、大きな存在性を發揮していたことが判る。

十六年の夏四月、小野臣妹子、大唐より至る。唐国、妹子臣を号けて蘇因高と曰ふ。即ち大唐の使人裴世清・下客十二人、妹子臣に従ひて、筑紫に至る。難波吉士雄成を遣して、大唐の客裴世清等を召す。唐の客の為に、更新しき館を難波の高麗館の上に造る。（同一八九頁）

「唐国、妹子臣を号けて蘇因高と曰ふ。」は、今年七月二十日から十月十日にかけて東京国立博物館で開かれた「遣唐使と唐の美術展」に出品された、「井真成墓誌」に通じて興味深い。唐では、日本人に唐風の名前を用いていたことが判り、それを『日本書紀』が裏付けになるからである。墓誌によれば、井真成は、「開元二十一（734）年正月」（『遣唐使と唐の美術』十五頁）に亡くなつたとあり、天平六年のことであるが、阿倍仲麻呂の客死、吉備真備（右大臣）・玄昉（僧）の帰國は知られていても、「公は姓は井、通称は真成。国は日本とい、才は生まれながらに優れていた。それで命を受けて遠国へ派遣され、中国の風俗に同化した。正装して朝廷に立つたなら、並ぶものはなかつたに違ひない。だから誰が予想しただろう、よく勉学し、まだそれを成し遂げないので、思いもかけず突然に死ぬとは。開元二十二年（七三四）正月□日に官舍で亡くなつた。年齢は三十六だった。皇帝（玄宗）はこれを傷み、しきたりに則つて榮誉を称え、詔勅によつて尚衣奉御の官職を贈り、葬儀は官でとり行わせた。その年の二月四日に万年県の滻河の東の原に埋葬つた。礼に基づいてある」（同十五頁）ことは、少なくともこれまで知られてなかつた。この唐に於ける日本人への対応、日本に於ける漢人への対応は、それぞれに重い意味を担つて我々の前に立ち現れる。

六月、壬寅の朔内辰に、客等、難波津に泊れり。是の日に、飾船三十艘を以て、客等を江口に迎へて、新しき館に安置ら

しむ。是に、中臣宮地連烏摩呂・大河内直糠手・船史王平を以て掌客とす。爰に妹子臣、奏して曰さく、「臣、参還する時に、唐の帝、書を以て臣に授く。然るに百濟国を経過する日に、百濟人、探りて掠み取る。是を以て上ること得ず」とまうす。是に、群臣、議りて曰はく、「夫れ使たる人は死ると雖も、旨を失はず。是の使、何にぞ怠りて、大国の書を失ふや」といふ。則ち流刑に坐す。時に天皇、勅して曰はく、「妹子、書を失ふ罪有りと雖も、輒く罪すべからず。其の大國の客等聞かむこと、亦不良なし」とのたまふ。乃ち赦して坐したまはず。(同一九〇頁)

「爰に妹子臣、奏して曰さく、「臣、参還る時に、唐の帝、書を以て臣に授く。然るに百濟国を経過る日に、百濟人、探りて掠み取る。是を以て上ること得ず」とまうす」からは、遣使が「参還る時に、唐の帝、書を以て臣に授く」ことがあつたことの確認と、それが、「百濟国を経過る日に、百濟人、探りて掠み取る」ようなことがあつたことの確認をして置こう。

秋八月の辛丑の朔癸卯(三日)に、唐の客、京に入る。
是の日に、飾騎七十五匹を遣して、唐の客を海柘榴市(ちまた)の術に迎ふ。額田部連比羅夫(ひらぶ)、以て礼の辞告す。壬子(十一日)に、唐の客を朝廷に召して、使の旨を奏さしむ。時に阿倍鳥臣(あべのとりのおな)・物部依網連抱(いだまき)二人を、客の導者とす。是に、大唐の国の信物を庭中に置く。時に使主裴世清、親ら書を持ちて、兩度再拝みて、使の旨を言上して立つ。其の書に曰はく、「皇帝、倭(いだまき)を問ふ。使人長吏蘇因高等、至でて懷(いだまき)を具にす。眞命(まことのみ)を被(おほこ)らしむることを思ふ。愛み育(よし)ふ情、遐(とほ)く邇(ちか)きに靈(もの)に覃(おほこ)び隔(やすらか)て無し。皇(わたくのほか)、海表(くにのしわざとば)に介り居して、民庶(おほみのから)を撫(めぐ)で寧(やす)みし、境(こころばへ)内(あまな)安樂(あんらく)にして、風俗(ふうぞく)融(ゆる)り和(わ)ひ、深(こころばへ)き氣(き)至(いた)れる誠(まこと)ありて、遠(とほ)

「飾騎七十五匹(かさりうま)を遣して、唐の客を海柘榴市(ちまた)の術に迎ふ。額田部連比羅夫(ひらぶ)、以て礼の辞告す。」が興味を惹く。「唐の客」を迎えるのに、「飾騎七十五匹(かさりうま)を遣し」たというのである。「飾騎」を辞書で調べてみると、「唐鞍(とうあん)をつけ、美しく飾った馬。賀茂祭の時などに用いる。」(『岩波古語辞典』)とあり、漢和辞典には項目がない。『岩波古語辞典』の解説をここまで遡らせることができるのかどうか確たる資料を持ち合わせては居ないが、「唐鞍」が唐に由来するとすれば、日本文化への応用の一つと捉えることができ、客等の反応が偲ばれる。

「唐の客を朝廷に召して、使の旨を奏さしむ。時に阿倍鳥臣(あべのとりのおな)・物部依網連抱(いだまき)二人を、客の導者とす。」は、「使の旨を奏さしむ」

く朝貢(かさう)ふことを脩(かた)つといふことを知りぬ。丹(たんごにまこと)款(かん)なる美(みさき)を、寺(じ)の掌(じやうかく)各(まろ)斐(ひ)世(せい)清(きよ)等(とう)を遣(まわ)して、稍(すこ)に喧(けん)なり。比(ひ)は常(じょう)の如(ゆゑ)し。故(ゆゑ)、鴻臚(こうろく)門(かど)の前(まへ)の机(まづき)の上(うへ)に置(おき)きて奏(さ)す。事(こと)畢(まわ)りて退(まか)づ。(中略)
九月の辛未(せんめい)の朔乙亥(つちに)に、客等(きやくとう)を難波(なんぱ)の大郡(おほこおり)に饗(うむ)たまふ。辛巳(せんみ)に、唐の客斐世清(ひせいきよ)、罷(やむ)り帰(かへ)りぬ。則ち復(おほそとのくひのむらじ)小野(おの)妹子臣(めいせしむ)を以(おも)て大使(たいし)とす。吉士雄成(よししおせい)をもて小使(そひつかひ)とす。福利(ふりよく)を通(とお)り事(こと)とす。唐の客に副(かた)へて遣(まわ)す。爰(あひ)に天皇(てんのう)、唐の帝(だい)を聘(ひむ)ふ。其の辞(ことば)に曰(い)はく、「東(とう)の天皇(てんのう)、敬(けい)みて西(せい)の皇帝(ひめい)に白(しら)す。使人(しにん)鴻臚寺(こうろくじ)の掌(じやうかく)各(まろ)斐(ひ)世(せい)清(きよ)等(とう)至(まわ)りて、久しき憶(おもひ)、方(ほう)に解(け)ぬ。季(き)秋(しゆう)、薄(うす)に冷(すず)し。尊(そん)、何(いか)如(ゆゑ)に。思(おもひ)に清(きよ)悉(しき)にか。此(こ)は即(そく)ち常(じょう)の如(ゆゑ)し。今(いま)大(だい)礼(れい)蘇(そ)因(いん)高(たか)・大(だい)礼(れい)乎(う)那(な)利(り)等(とう)を遣(まわ)して、往(まわ)でしむ。謹(そだて)みて白(しら)す。具(ぐ)ならず」といふ。是の時に、唐の国(こく)に遣(まわ)す学生(ふなやわらは)倭(あや)漢(かん)直(じ)福(ふく)因(いん)・奈(な)羅(ら)訳(いつ)語(ご)恵(え)明(めい)・高(たか)向(むか)漢(かん)人(じん)玄(げん)理(り)・新(しん)漢(かん)人大(だい)国(こく)、學(がく)問(もん)僧(そう)新(しん)漢(かん)人(じん)日(にち)文(ぶん)・南(なん)淵(えん)漢(かん)人(じん)請(じやうあん)安(あん)・志(しつ)賀(か)漢(かん)人(じん)慧(えい)隱(いん)・新(しん)漢(かん)人(じん)廣(こう)濟(さい)等(とう)、并(なまこなまこ)て八(は)人(じん)なり。

(同一九二頁)

「飾騎七十五匹(かさりうま)を遣して、唐の客を海柘榴市(ちまた)の術に迎ふ。額田部連比羅夫(ひらぶ)、以て礼の辞告す。」が興味を惹く。「唐の客」を迎えるのに、「飾騎七十五匹(かさりうま)を遣し」たというのである。「飾騎」を辞書で調べてみると、「唐鞍(とうあん)をつけ、美しく飾った馬。賀茂祭の時などに用いる。」(『岩波古語辞典』)とあり、漢和辞典には項目がない。『岩波古語辞典』の解説をここまで遡らせるができるのかどうか確たる資料を持ち合わせては居ないが、「唐鞍」が唐に由来するとすれば、日本文化への応用の一つと捉えることができ、客等の反応が偲ばれる。

と記しているところから、使者を介して、送る側・送られる側の在り様として、現代にも通じることなのではなかろうか。勿論国と国との関係が存在する以上、今後へと続くことでもある。日本からの使者も同様のことを経験していたに違いない。

「是に、大唐の国の信物を庭中に置く。時に使主裴世清、親ら

書を持ちて、兩度再拝みて、使の旨を言上して立つ。」の示すところは、「大唐の国の信物を庭中に置く」もさることながら、「時に使主裴世清、親ら書を持ちて、兩度再拝みて、使の旨を言上し

て立つ」の「書」に引かれる。百濟人に奪われた「書」もあった。

日本からの遣使に託された「書」があり、本国の使人が携えて来る「書」もあつたことを確認して置こう。嘗ては、次のようなこともあつた。周知の記事である。

大業三（607）年、其の王多利思比孤、使を遣わして朝貢す。使者曰く、「聞く、海西の菩薩天子、重ねて仏法を興すと。故に遣わして朝貢せしめ、兼ねて沙門数十人、来つて仏法を学ぶ」と。其の国書に曰く、「日出する處の天子、書を日没する處の天子に致す、恙無きや、云々」と。帝、之を覽て悦ばず、鴻臚卿に謂つて曰く、「蛮夷の書、無礼なる者有り」とあるから、倭國の書には、

倭伝・宋書倭国伝・隋書和国伝』岩波文庫本七三（四頁）、

ここに「其の国書に曰く、『日出する處の天子、書を日没する處の天子に致す、恙無きや、云々』と。」あり、遣隋使が「国書」を持って行つたことが判る。しかも「帝、之を覽て悦ばず」とある。「蛮夷の書、無礼なる者有り」とあるから、倭國の書には、相手国の帝に不快感を来たすことがしたためてあつたということだ。また次のようにも記す。

開皇二十（600）年、倭王あり、性は阿毎、字は多利思

比孤、阿輩難彌と号す。使を遣わして闕に詣る。上、所司をして其の風俗を訪わしむ。使者言う、「倭王は天を以つて兄と為し、日を以つて弟と為す。天未だ明けざる時、出でて政を聴き蹴趺して坐し、日出すれば便ち理務を停め、云う我が弟に委ねん」と。高祖曰く、「此れ大いに義理無し」と。是に於いて訓えて之を改めしむ。王の妻は難彌と号す。後宮に女六・七百人有り。太子を名づけて利歌彌多弗利と為す。城郭無し。（同六九頁）

「是に於いて訓えて之を改めしむ」と記されているところが興味をそそる。「東の天皇、敬みて西の皇帝に白す。使人鴻臚寺の掌各裴世清等至りて、久しき憶、方に解けぬ。季秋、薄に冷し。尊何如に。思ふに清悉にか。此は即ち常の如し。今大礼蘇因高・大礼乎那利等を遣して、往でしむ。謹みて白す。具ならず」とあることを以つて押えれば、先の『隋書』の記事と合せ、「蛮夷」の「無礼」は「改め」られていると見ることができる。「無礼」は「訓えて之を改めしむ」ということが、先進国「隋」のプライドでもあつたというのであろう。この後、菅原道真による八九年の遣唐使の廃止に至るまで、大陸化が連綿と続いていたのである。ここに「書」があつた。文字が問題となる。紙は墨は筆は・・・

その三として、文字について見ておきたい。「書」が否応なくさせることである。この問題は、日本の「漢字文化圏への参入」がどのようになされ、日本で何が起こっていたかを認識する上で外せないことと考える

無文字の世界に漢字がもたらされたことは画期的なことであつた。筑前国柏屋郡志賀島で天明四（1784）年に発見された金印は、「応神記」の次の記事を相対化しておもしろい。

此の御世に、海部、山部、山守部、伊勢部を定め賜ひき。
亦剣池を作りき。亦新羅人參渡り来つ。是を以ちて建内宿祢
命引き率て、堤池に役ちて、百濟池を作りき。亦百濟の国主
照古王、牡馬壹疋牛馬壹疋を阿知吉師に付けて貢上りき。亦
横刀及大鏡を貢上りき。又百濟国に、「若し賢しき人有らば
貢上れ。」と科せ賜ひき。故、命を受けて貢上れる人、名は
和邇吉師。即ち論語十卷、千字文一卷、并て十一卷を是の人
に付けて即ち貢進りき。

周知の如く、『古事記』は天武天皇の考えによつて編纂された。序文によつて明らかである。その天武天皇が、『古事記』の編纂内容を、稗田阿礼に「誦習」させた。そうして暫くは、書き取られなかつた。しかし、七一二年、大安萬侶は苦心の末、阿礼の「誦習」していくことを書き取つた。言わば、「和文」の最初である。日本の言葉が、漢字を用いて、初めて意識的に記されたのである。

『日本書紀』(敏達天皇条)には、文字に關わるエピソードがもう一つある。天平勝宝三(七五二)年の記載年次を記す『懷風藻』の序文には、「鳥冊」の話として押えられてゐる。

とほく 前修に聴き、遐に載籍を観るに、襲山降蹕の世に、権
原建邦の時に、天造草創にして、人文未だ作らずありき。神
后坎を征し、品帝乾に乗じたまふに至りて、百濟入朝して、
龍編を馬厩に啓き、高麗上表して、鳥冊を鳥文に画く。王仁
始めて蒙を輕島に導き、辰爾終に教を譯田に敷く。遂に俗を
洙泗の風に漸め、人を齊魯の学に趨かしむ。

この記事は、今更言うまでも無いが、「論語」と「千字文」の導入を語るものとして、極めて重大なことを伝える史料である。仮に応神天皇の実在を信じ、その治世を、西暦四百年前後に比定して見ると、三百年から三五〇年ほどの間に、「論語」が日本の各地へ運ばれていたことが判る。「論語」記載の木簡断片が觀音寺遺跡で発見され、次いで長野県屋代遺跡で発見されたことがそれを裏付ける。当時の文化水準を語って余りある。日本思想大系本『律』「学令 第十一」5・6条には『論語』の名称が記され、「鄭玄が注」と、その注釈書の名前まで記されていて、当時の中国・朝鮮の現状と対比して見る必要性を感じる。「鄭玄が注」を採用していることが、同時代的なことなのか、それともかなり遅れていることなのかについてである。

これは、あるいは『日本書紀』に負うものだったのかも知れないが、前掲木簡出土によって裏付けられた『論語』普及の現実を語ってくれているし、「鳥冊」のエピソードをこのように纏めているところは、「漢籍」を重視する立場からの文章といえ、『日本書紀』とは異なる伝承の存在も考えられないことはない。ともあれ、「高麗上表して、鳥冊を鳥文に画く。」「辰爾終に教を譯をさだ田に敷く。」と記されたことは、当時意識の中についたこととして大切なことである。

更には、『千字文』に関してであるが、『新字源』によれば、「梁の周興嗣の撰。『天地玄黄』にはじまる四言の韻文を、一字の重出もなく、二百五十句を一千字に作ったもの。王羲之の書いた文字を集めたもので、初学者の習字帳などに広く用いられた。」とあり、百濟国経由だったことを勘案すれば、日本に伝えられたものは王羲之の書の写しの一つに過ぎなかつたとしても、筆跡を模倣してその用に当てていたことは、容易に推測できる。

『古事記』によれば、文字に関する最初の言及がこれである。

の内に、皆読むこと能はず。爰に船史の祖王辰爾有りて、能く読み釈き奉る。是に由りて、天皇と大臣と俱に為讚美めたまひて曰はく、「勤しきかな、辰爾。懿きかな、辰爾。汝若し学ぶることを愛まざらましかば、誰か能く読み解かまし。」今より始めて、殿の中に近侍れ」とのたまふ。既にして、東西の諸の史に詔して曰はく、「汝等習ふ業、何故か就らざる。汝等衆しと雖も、辰爾に及かず」とのたまふ。又高麗の上れる表疏、鳥の羽に書けり。字、羽の黒き隨に、既に識る者無し。辰爾、乃ち羽を飯の氣に蒸して、帛を以て羽に印して、悉に其の字を写す。朝廷悉に異しがる。

(敏達紀元年五月十五日条。一三三一～一三四頁)

この場合は、「高麗の上れる表疏、鳥の羽に書けり。字、羽の黒き隨に、既に識る者無し。辰爾、乃ち羽を飯の氣に蒸して、帛を以て羽に印して、悉に其の字を写す」というのだから、「読み方」に関するものである。辰爾は、「乃ち羽を飯の氣に蒸して、帛を以て羽に印して、悉に其の字を写す」ことによつて、「今より始めて、殿の中に近侍」ることになった。「読み方」を巡つて仕事が得られるという話である。勿論和邇達も「史」として職を得ていた。しかしながら、何れの場合にも、文章は「漢文」そのものだったのだろうか、日本語としては読まれてなかつたとみて差し支えなかろう。その意味で、後々「返り点」を用いて「漢文」を読む時代になると、それが又仕事を生むことがあつたことも想像される。

このように、「記紀」には、文字の導入と、それを巡る日本側の在り様が記され、日本がそれまで知らなかつた漢字文化圏に取り込まれ、否応無くなされた、国際化としての「漢字文化圏入り」を語ってくれているとさえ思える。

「記紀」を巡つては以上の通りなのであるが、それでは「金印」の「漢委奴國王」は何だったのだろうか。これもれっきとした文

字、漢字である。しかし『古事記』・『日本書紀』編纂者たちの意識の中にはその存在は無かつた。江戸時代になつて初めてその存在が判つたのではなく、光武帝が五十七年に金印を作らせ、「委奴國」に与えた時、光武帝を取り巻く人々は勿論のこと、それを受け取つて、「委奴國」に運んだ者や、「委奴國」の責任者たちは確実にその存在を知つてゐた。それが六百有余年の間にすっかり忘れられたものになつてゐた。つまり、『古事記』・『日本書紀』の編纂者たちが知らなかつたのであり、その知らなかつた人々によって纏められた『古事記』・『日本書紀』が、日本の「歴史」を語つて、志賀島での金印発見の時まで踏襲されて來たということであろう。少なくともそのように考へ得る材料を与えることは否定できない。このことは何を語るのであらうか。

金印の授受が、それを授けた国と授けられた国との関係を示すのならば、それ以後の関係にも当然影響するはずであろう。しかしながら文字を巡る『記紀』の記載と「金印」の文字は何ら関わるところが無いようで、理解に苦しむ。与えた側の王朝交代と、王朝ごとの考え方によるとすれば、その後の関わり方の中で忘れ去られることもあつたかもしれない。しかし漢代以後は正史が残されているので、その事実が「忘れ去られる」可能性は少ないと言わざるを得まい。後世の記録だが、周知の『魏志倭人伝』(岩波文庫本四九～五一頁)で見る限りでも、次のようなことは確認できる。

景初二年注では景初三年の謬りとし、西暦二三九年六月、

倭の女王、大夫難升米等を遣わし郡に詣り、天子に詣りて朝獻せむことを求む。太守劉夏、吏を遣わし、将つて送りて京都に詣らしむ。

其の年十二月、詔書して倭の女王に報じて曰く、「親魏王倭王卑弥呼に制詔す。帶方の太守劉夏、使を遣わし汝の大夫人難升米・次使都市牛利を送り、汝獻ずる所の男生口四人・女

生口六人・班布二匹二丈を奉り以つて到る。汝が在る所^{はる}跡かに遠きも、乃ち使を遣わして貢献す。是れ汝の忠孝、我甚だ汝を哀れむ。今汝を以つて親魏倭王と為し、金印紫綬を仮し、装封して帶方の太守に付し仮授せしむ。汝、其れ種人を綏撫^{すいぶ}し、勉めて考順^{こうじゅん}を為せ。汝が來使難升米・牛利、遠を涉り、道路勤労す。今、難升米を以つて率善中郎と為し、牛利を率善校尉と為し、銀印青綬を仮し、引見^{ひけん}劳賜遣わし還す。今、絳地交龍錦五匹・絳地綉粟罽十張・舊絳五十匹^{あかね}を以つて、汝が獻する所の貢直に答う。又特に汝に紺地句文錦三匹・細班華罽五張・白絹五十五匹・金八両・五尺刀二口・銅鏡百枚・真珠・鉛丹各々五十斤を賜い、皆装封して難升米・牛利に付す。還り到らば錄受し、悉く以つて汝が國中の人に示し、國家汝を哀れむを知らしむ可し。故に鄭重に汝に好物を賜うなり」と。

正始元（240）年、太守弓遵、建中校梯僕等を遣わし、詔書・印綬を奉じて、倭国に詣り、倭王に拝仮し、并に詔を齎し、金帛・錦罽・刀・鏡・采物を賜う。倭王、使に因つて上表し、詔恩を答謝す。

〔魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝〕岩波文庫本四九・五一頁

「親魏王倭王卑弥呼に制詔す。帶方の太守劉夏、使を遣わし汝の大夫難升米・次使都市牛利を送り、汝獻する所の男生口四人・女生口六人・班布二匹二丈を奉り以つて到る。汝が在る所^{はる}跡かに遠きも、乃ち使を遣わして貢献す。是れ汝の忠孝、我甚だ汝を哀れむ。今汝を以つて親魏倭王と為し、金印紫綬を仮し、装封して帶方の太守に付し仮授せしむ。」の、傍線部に着目すると、「金印」も、何回か貰っていることがわかり、この段階でも、「応神記」の記載を超えることができ、やはり不連続が確認できる。それにしても、限られた資料から「眞実」を見つけ出すことは至難のこ

とである。我々は、金印で漢字に触れ、『論語』『千字文』で「書」に触れ、「鳥冊」で書き方の多様性に触れて、文字の持つおおいさに気付いた日本人の足跡を確認しておきたい。（以下三稿に統く）